

令和元年10月7日

神戸市校区調整審議会会長 様

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

令和元年度統合校・既設校に関する校区の調整について（諮問）

垂水区の統合校及び既設小中学校の校区調整について次のとおり諮問します。

1 垂水区多聞南小学校・本多聞小学校の統合に伴う小学校校区の変更

(1) 校区変更を行う関係学校

(垂水区) 多聞南小学校・本多聞小学校・多聞東小学校

(2) 変更内容

ア 多聞南小学校と本多聞小学校を統合し、以下の地区を統合小学校校区とする。

(垂水区) 本多聞2～7丁目

イ 多聞南小学校校区のうち、以下の地区を多聞東小学校校区とする。

(垂水区) 学が丘1丁目

(3) 実施時期・実施方法

令和3年4月1日

対象者は、対象地区の全学年の児童

2 指定学校の変更を認める地区の指定

(1) 校区調整を行う関係学校

(垂水区) 多聞南小学校・多聞東小学校・多聞東中学校・本多聞中学校

(2) 指定地区の内容

ア 以下の多聞南小学校校区について、多聞東小学校への、指定学校の変更を認める地区に指定する。

(垂水区) 学が丘1丁目

イ 以下の多聞東中学校校区について、本多聞中学校への、指定学校の変更を認める地区に指定する。ただし、本多聞中学校への就学は、多聞南小学校（統合校）を卒業した場合に限る。

(垂水区) 学が丘1丁目

(3) 実施時期・実施方法

ア 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

対象者は、対象地区の全学年の児童

イ 令和2年4月1日から対象地区の児童が多聞南小学校（統合校）を卒業するまでの間